

国の地方支分部局の見直しについて

(分野別プロジェクトチーム検討報告資料)

【区分】

- A. 国に残すもの
 - i) 国家としての存立に直接関わる事務
 - ii) 全国的な規模や全国的視点に立つて行わなければならない事務
- B. 地方に移譲可能な事務のうち、現在は主に国のみでその事務を行っているもの
- C. 地方に移譲可能な事務のうち、地方でも同様の事務を行っているもの

注)本資料は、プロジェクトチームでの検討状況を記載したものであり、全国知事会として意思決定したものではない。

経済財政諮問委員会 有識者議員案				各PTからの意見 (議員案の方向性と異なるものを抜粋)				
府省等名称 (職員数)	A	B	C	備考	A	B	C	備考
内閣府 (1,039)	—			・他の支分部局と連動して見直す必要がある。				
沖縄総合事務局 (1,039)								
宮内庁 (77)	i			・京都御所や陵墓地などの国有財産の管理				
公正取引委員会 (166)	i			・独占禁止法・景品表示法等に関する相談、届出の受付、被疑行為への調査				
国家公安委員会 (4,546)	ii			・府県警察の監察、広域捜査の調整等				
	ii			・情報通信での広域的支援 (情報通信部)				
総務省 (2,413)	ii			・国の行政に関する現地調査、行政相談委員への支援・指導				
			○	・電気通信事業の規律・監督、放送局の許認可等				・許認可、監督に対する事務は、政令等により基準等を定めた上で地方公共団体に管理・執行可能。
			○	・登記、戸籍、国籍、供託の民事行政事務				・住民基本台帳は市町村の事務であり、登記、供託業務なども地方公共団体に管理・執行可能。
法務省 (15,758)	i			・矯正施設や矯正職員に関する庶務事務				
	i			・仮出獄等の許可、保護観察の取消				
	i			・保護観察の実施				
	i			・出入国管理、外国人の難民認定、在留管理				・入国後の外国人の在留管理は地方公共団体に管理・執行可能ではないか。

経済財政諮問委員会 有識者議員案					各PTからの意見 (議員案の方向性と異なるものを抜粋)				
府省等名称 (職員数)		A	B	C	備考	A	B	C	備考
公安調査庁 (1,136)	公安調査局等 (1,136)								
	・破壊的団体の調査	i							
財務省 (13,282)	財務局 (4,817)								
	・予算執行調査・災害復旧事業費の査定立会	ii							
	・地方公共団体への財政融資資金貸付	ii							
	・国有財産の管理	i							
	・有価証券届出書の審査、証券取引等の監視	i							
	・公認会計士試験の実施	ii							
	税関 (8,465)								
	・通関手続・密輸などの取締り	i							
	・関税などの徴収	i							
国税庁 (54,696)	国税局・税務署 (54,696)								
	・税務調査、内国税の徴収、査察調査	i							
	・税務相談	ii							
	・税理士試験の実施	ii							
文部科学省 (7)	水戸原子力事務所 (7)	ii							
厚生労働省 (23,652)	地方厚生局 (625)								
	・麻薬・覚せい剤等の取り締まりに関する事務			○	・警察は都道府県の事務であり、麻薬・覚せい剤の取り締まりなども地方公共団体で執行可能。				
	・複数の都道府県にまたがる医療法人の許認可			○	・政令等で基準を定め、都道府県の許認可に全国通用権を付与すれば、地方公共団体で執行可能。				
	・地方公共団体向け補助金執行事務			○					
	・公費負担医療を伴う医療機関の指定、監督			○					
	・民生委員・児童委員の委嘱等			○					
	都道府県労働局 (6,199)								
	・労基署及び職業安定所の指揮・監督		○		・許認可、監督に対する事務は、政令等により基準等を定めた上で地方公共団体で管理・執行可能。				
	・個別労働関係紛争解決制度に関する事務			○					
	・労働保険に関すること(保険料の徴収など)			○	・労働保険の徴収業務などは、地方公共団体において管理・執行可能。				
	労働基準監督署 (4,664)								
	・解雇・賃金・労働時間などの総合労働相談			○					
	・労働保険に関すること(労災保険給付など)		○		・労働保険の徴収業務などは、地方公共団体において管理・執行可能。				
	・統計調査(賃金構造基本統計)			○	・統計調査は現状でも地方公共団体が行っており、地方支分部局で行う(経由する)必要性は無い。				
	公共職業安定所 (12,164)								
	・求職者に対する無料の職業紹介		○		・公共職業安定所(ハローワーク)については、市場化テストを実施予定。				

経済財政諮問委員会 有識者議員案					各PTからの意見 (議員案の方向性と異なるものを抜粋)				
府省等名称 (職員数)		A	B	C	備考	A	B	C	備考
社会保険庁 (16,495)	社会保険事務局 (16,495) ・健康保険事業、船員保険事業、厚生年金保険事業、国民年金保険事業の実施			—	・社会保険庁は、非公務員型の法人化などの改革が決定済み。				
中央労働委員会 (30)	地方事務所 (30)		○						
農林水産省 (18,176)	地方農政局 (17,362) 北海道農政事務所 (404) 北海道統計・情報事務所 (410) ・食品の安全性確保のための監視・指導 ・農協等の検査・指導 ・農業農村整備事業等の実施 ・統計の作成・提供、情報の収集・整理・分析・提供		○		・食品の安全確保などについては、政令等により基準等を定めた上で地方公共団体が管理・執行可能。 ・統計調査は現状でも地方公共団体がっており、地方支分部局で行う(經由する)必要性は無い。				
林野庁 (5,073)	森林管理局・署 (5,073) ・国有林野の管理・運営 ・森林治水事業、地すべり防止事業の実施 ・林業経営統計関係業務	i			・統計調査は現状でも地方公共団体がっており、地方支分部局で行う(又は經由する)必要性は無い。	i		○	・国有林における治山事業、地すべり防止事業は、国有林の管理の一環で国が行うべきであるが、民有林に係る治山・地すべり事業は都道府県で実施可能である。 ・森林管理局で行う統計調査は、国有林の管理・経営に必要な統計調査のみであるため、国が実施するべきという意見がある一方、議員案同様、地方支分部局で行う(又は經由する)必要性はないという意見もある。
水産庁 (174)	漁業調整事務所 (174) ・密漁その他の違法な漁業についての監視、捜査、送検等 ・外国漁船の寄航許可 ・漁業の許可等についての連絡調整 ・都道府県の範囲を超えた広域的な資源回復計画の策定・実施のための連絡調整 ・漁業経営統計関係業務				・警察は都道府県の事務であり、密漁の取り締まりなども地方公共団体が執行可能。 ・一般船舶の寄航許可は都道府県知事が出しており、漁船のみ地方支分部局で行う必要性はない。 ・計画策定などの基本的方針は本省で行うべきであり、地方支分部局における經由事務は不要。 ・統計調査は現状でも地方公共団体がおり、地方支分部局で行う(又は經由する)必要性は無い。	ii		○	・外国船の取締は、外交も関連するため国で行うべき。また、国内船のうち大臣許可分は、許可海域が県の管轄区域と分かれているため、従来どおり、許可官庁である水産庁が主に取り締まるべき。 ・外国漁業の調整は国が行うべき。一方で、地方との連絡調整ルートを確保すれば、漁業調整事務所の經由は不要という意見もある。 ・複数都道府県にまたがる調整問題については、当事者間で解決が可能。一方で、中立公平な立場で国が関与することも必要であるという意見もある。
経済産業省 (2,002)	経済産業局 (2,002) ・商工会議所の設立認可、監督等 ・電気・ガス事業の許認可、監査				・許認可、監督に対する事務は、政令等により基準等を定めた上で地方公共団体が管理・執行可能。 ・許認可、監督に対する事務は、政令等により基準等を定めた上で地方公共団体が管理・執行可能。				

経済財政諮問委員会 有識者議員案					各PTからの意見 (議員案の方向性と異なるものを抜粋)			
府省等名称 (職員数)	A	B	C	備考	A	B	C	備考
経済産業省 (つづき) <ul style="list-style-type: none"> ・石油製品の需給確保、備蓄、ガソリン業者の登録 ・鉱業権・租鉱権の出願・登録 ・採石・砂利採取業の振興 ・エネルギー、環境対策の普及・啓発 ・消費者取引、消費生活用品の安全確保についての相談業務 ・地域の産業振興関連業務 ・中小企業支援関連業務 ・上記に関連する補助金の申請・交付 		○		<ul style="list-style-type: none"> ・国内全体の備蓄などの基本的方針は本省で策定すべきであり、地方支分部局における経由事務は不要。 ・許認可、監督に対する事務は、政令等により基準等を定めた上で地方公共団体に管理・執行可能。 				
国土交通省 (39, 273) 地方整備局 (22, 392) <ul style="list-style-type: none"> ・直轄事業 (河川、道路、国営公園、港湾、飛行場等) の実施 ・直轄の公共施設 (河川、道路、国営公園、港湾等) の管理 (許認可等を含む。) ・補助事業 (宅地、都市、河川、道路、住宅、港湾等関係) の執行 ・建設業、不動産業等の業行政 (業の許可を含む。) ・都市計画、宅地供給の実施 ・住宅・建築に関する許認可等の実施 			○		ii	○	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に地方に移譲。但し、下記の事業について限定的に国で実施 ・道路 (高速自動車国道、一般国道の一部で真に国が責任を持つべきもの) ・河川 (2都府県以上にまたがる河川の一部、海岸事業の一部で真に国が責任を持つべきもの) ・港湾 (スーパー中核港湾等) ・飛行場 (一種空港) 	
<ul style="list-style-type: none"> ・直轄の公共施設 (河川、道路、国営公園、港湾等) の管理 (許認可等を含む。) ・補助事業 (宅地、都市、河川、道路、住宅、港湾、農業等関係) の執行 ・建設業、不動産業等の業行政 (業の許可を含む。) ・都市計画、宅地供給の実施 ・住宅・建築に関する許認可等の実施 			○	<ul style="list-style-type: none"> ・許認可、監督に対する事務は、政令等により基準等を定めた上で地方公共団体に管理・執行可能。 	ii	○	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に地方に移譲。但し、下記の事業について限定的に国で実施 ・道路 (高速自動車国道、一般国道の一部で真に国が責任を持つべきもの) ・河川 (2都府県以上にまたがる河川の一部、海岸事業の一部で真に国が責任を持つべきもの) ・飛行場 (一種空港) 	
北海道開発局 (6, 283) <ul style="list-style-type: none"> ・直轄事業 (河川、道路、国営公園、港湾、飛行場、農業、漁港等の実施) ・直轄の公共施設 (河川、道路、国営公園、港湾等) の管理 (許認可等を含む。) ・補助事業 (宅地、都市、河川、道路、住宅、港湾、農業等関係) の執行 ・建設業、不動産業等の業行政 (業の許可を含む。) ・都市計画、宅地供給の実施 ・住宅・建築に関する許認可等の実施 			○	<ul style="list-style-type: none"> ・許認可、監督に対する事務は、政令等により基準等を定めた上で地方公共団体に管理・執行可能。 				
<ul style="list-style-type: none"> ・直轄の公共施設 (河川、道路、国営公園、港湾等) の管理 (許認可等を含む。) ・補助事業 (宅地、都市、河川、道路、住宅、港湾、農業等関係) の執行 ・建設業、不動産業等の業行政 (業の許可を含む。) ・都市計画、宅地供給の実施 ・住宅・建築に関する許認可等の実施 			○	<ul style="list-style-type: none"> ・許認可、監督に対する事務は、政令等により基準等を定めた上で地方公共団体に管理・執行可能。 				

経済財政諮問委員会 有識者議員案				各PTからの意見 (議員案の方向性と異なるものを抜粋)				
府省等名称 (職員数)	A	B	C	備考	A	B	C	備考
国土交通省 (つづき)	地方運輸局 (4,589)							
	・倉庫業の登録、指導監督		○		・許認可、監督に対する事務は、政令等により基準等を定めた上で地方公共団体に管理・執行可能。			
	・観光振興施策の推進			○				
	・観光業者の登録、指導監督			○	・許認可、監督に対する事務は、政令等により基準等を定めた上で地方公共団体に管理・執行可能。			
	・鉄軌道・自動車交通・海事に関する安全確保			○	・交通に関する安全確保などについては、政令等により基準等を定めた上で地方公共団体に管理・執行可能。			
	・鉄道事業等の許認可、監督			○	・許認可、監督に対する事務は、政令等により基準等を定めた上で地方公共団体に管理・執行可能。			
	・バス事業、タクシー業、トラック業等の許認可、監督			○	・許認可、監督に対する事務は、政令等により基準等を定めた上で地方公共団体に管理・執行可能。			
	・バス事業等に対する助成事業			○				
	地方航空局 (4,718)							
	・地域空港の整備に関する企画立案・調整			○				
	・不定期航空運送事業、航空機使用事業	ii						
	・管内飛行場の整備計画の企画立案・調整、飛行場の供用に関する調整、周辺環境対策の企画立案・実施	ii						
	・航空機の安全運航の確保、航空管制に関する企画立案・実施、航空保安施設整備	ii						
	航空交通管制部等 (1,291)							
	・航空管制、飛行経路の承認、在日米軍との調整	ii						
気象庁 (4,188)	管区気象台等 (4,188)	ii						
海上保安庁 (10,728)	管区海上保安本部 (10,728)	i			・警察は都道府県の事務であり、海上保安庁の業務も地方公共団体に執行可能ではないか。			
環境省 (369)	地方環境事務所 (369)							
	・廃棄物・リサイクル対策			○				
	・地球温暖化対策、環境教育・環境保全活動の推進、公害、化学物質対策			○				
	・自然環境の保全対策			○				
	・野生生物対策			○				
	・国立公園等の現地管理			○				
防衛施設庁 (2,551)	防衛施設局 (2,551)	i						
【定員】		A		97,707 ~ 108,537				
215,831人 → 約10万人が 地方へ移譲可能		B+C		90,799 ~ 101,629 ※社会保険庁の職員を含まない				